

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岐阜県揖斐郡揖斐川町長良213番地の1

氏 名 有限会社ナカタツ環境
代表取締役 中村 好江

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県揖斐県事務所長



許可の年月日 令和 7年 2月 4日

許可の有効年月日 令和12年 2月 3日

1 事業の範囲

(1) 積替え、保管を除く。

燃え殻、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）

上記7品目は石綿含有産業廃棄物であるものを含む。

廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、鉋さい、ばいじん、令第2条第13号廃棄物

以上 14種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。

(2) 積替え、保管を含む。

紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）

上記5品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類

上記3品目は石綿含有産業廃棄物であるものを含む。

以上 8種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1) ア 所在地

揖斐川町長良213-1

イ 保管面積

40.80m²

ウ 産業廃棄物の種類

金属くず（自動車等破砕物を除く。）

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）

上記2品目は石綿含有産業廃棄物であるものを含む。

以上 3種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

エ 保管上限

- 24.00m³
- オ 高さ
1.20m
- (2)ア 所在地
岐阜県揖斐郡大野町大字五之里字東浦97番、98番4
- イ 保管面積
361.45m²
- ウ 産業廃棄物の種類
紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず
上記4品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類
上記3品目は石綿含有産業廃棄物であるものを含む。
- 以上 7種類
- 上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。
- エ 保管上限
330.00m³
- オ 高さ
該当なし
- 3 許可の条件
なし
- 4 許可の更新又は変更の状況
- | | | |
|-------|--------|------------------------|
| 平成 5年 | 2月 4日 | 産業廃棄物収集運搬業許可（新規） |
| 平成10年 | 2月 4日 | 産業廃棄物収集運搬業許可（更新） |
| 平成11年 | 3月31日 | 産業廃棄物収集運搬業許可（変更） |
| 平成12年 | 8月16日 | 産業廃棄物収集運搬業許可（変更） |
| 平成13年 | 10月19日 | 産業廃棄物収集運搬業許可（変更） |
| 平成14年 | 12月12日 | 産業廃棄物収集運搬業許可（変更） |
| 平成18年 | 12月25日 | 産業廃棄物収集運搬業許可（変更） |
| 平成20年 | 2月 4日 | 産業廃棄物収集運搬業許可（更新） |
| 平成25年 | 2月 1日 | 産業廃棄物収集運搬業許可（変更） |
| 平成25年 | 2月 4日 | 産業廃棄物収集運搬業許可（更新）（優良認定） |
| 平成27年 | 7月21日 | 産業廃棄物収集運搬業許可（再発行） |
| 平成30年 | 4月27日 | 産業廃棄物収集運搬業変更届（書換） |
| 令和 元年 | 1月 8日 | 産業廃棄物収集運搬業変更届（書換） |
| 令和 元年 | 1月22日 | 産業廃棄物収集運搬業許可（変更） |
| 令和 2年 | 2月 4日 | 産業廃棄物収集運搬業許可（更新） |
| 令和 6年 | 8月23日 | 産業廃棄物収集運搬業許可（変更） |
| 令和 7年 | 2月 4日 | 産業廃棄物収集運搬業許可（更新） |
- 5 積替え許可の有無 有 ・ ☒ 無
- 6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 ☒ ・ 無